西中国信用金庫

## 各種定期性預金規定の一部改正について

当金庫は、令和2年7月1日より下記のとおり、各種定期性預金規定の一部を改正いたします。

なお、改正後の各種預金規定は、改正前からお取引いただいているお客様に対しても 適用されますので、予めご了承ください。

何卒、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

- 1 改正日令和2年7月1日(水)
- 2 改正する預金規定
  - · 期日指定定期預金規定
  - · 自動継続期日指定定期預金規定
  - ·自由金利型定期預金(M型)規定
  - ・自動継続自由金利型定期預金(M型)規定
  - ·自由金利型定期預金規定(大口定期預金)
  - ・自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)
  - 変動金利定期預金規定
  - 自動継続変動金利定期預金規定
  - 積立定期預金規定
  - ・定期積金(スーパー積金)規定
- 3 主な改正内容
- (1) 期限前解約利息(中途解約利息)および中間払利息の利率計算を「小数点4位以下切捨て」に変更します。
- (2) 期限前解約利息(中途解約利息)の利率が普通預金利率(0.001%)を下回る場合は、普通預金利率を適用します。
- (3) 詳細については、別紙をご参照ください。

以上

お問合せ先:にししんお客様相談センター 0120-26-3521 受付時間/平日9:00~17:45(土・日・祝日を除く)



## 【サンプル:自動継続自由金利型定期預金(M型)規定】

## 5. 利息

この預金の利息は、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。

## [単利型]

(1)この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下本条第1項および第2項において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書面または通帳記載の利率(継続後の預金については第2条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金 の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を[中間利払日]とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書面または通帳記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自動継続自由金利型2年定期預金(M型)」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

(5)この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第4項または第5項により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨て、下記の計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

(下線部分~追加・変更個所)

令和2年7月1日(水)改正